

議案第 129 號

國民健康保險直営診療所設置條例一部改正について

國民健康保險直営診療所設置條例中一部を次のように改正するものとする

昭和二十九年十二月二十七日提出

三朝町長 坂 出 雅



昭和二十九年十一月二十七日議決

原案可決 東伯郡三朝町議會議長 天野 廉



昭和二十九年三朝町條例第

號

國民健康保險直営診療所設置條例の一部を改正する條例

國民健康保險直営診療所設置條例(昭和二十八年三朝町條例第一三號)の一部を次の様に改正する

第四條中 外科の次に「産婦人科」を加える

附

則

この條例は公布の日から施行する